

メンタルメイクセラピスト®制度発足前認定試験 受験要綱

当法人がメンタルメイクセラピスト®資格認証事業を実施することに関しては、平成 30 年 2 月 28 日、内閣総理大臣により公益法人としての認定を受けています。メンタルメイクセラピスト®資格認証制度を運営するためには、試験官等の役割を担うメンタルメイクセラピスト®1 級者・2 級者を必要としますが、制度発足前にはメンタルメイクセラピスト®1 級・2 級の有資格者は存在しないので、専門医制度に倣い、以下に定める制度発足前認定試験により、メンタルメイクセラピスト®1 級・2 級の有資格者を選考するものとします。

【1. 受験資格】

- (1) 「外観に関して問題のある」患者に対してメイクを行った実務経験が 3 年以上あり、原則として症例報告書を 20 例以上提出する者（20 例に満たない場合でも、内容により受験資格があるとみなすことがあるので、ご相談ください。）

※実務経験は、自己申告による（履歴書（様式 1）記載）。

※症例報告書は添付様式 2 による。メイクを行ったことの第三者による証明は必要ない。また、様式 2 記載の項目・内容をカバーする報告書であれば、必ずしも様式 2 を使用しなくてもよい。（対象者の個人情報については、個人情報保護との関係で、対象者の氏名を匿名化又は無記名とし、生年月日を記載せず、年齢だけ（○歳又は○歳代）でもよい。）

※症例報告書には、メイク講習・指導の前後及び一定期間後（例えば 3 週間後）の VAS データを添付する。データの提出は様式 3（3-1、3-2 及び 3-3）による。ただし、様式 3 記載の情報と同じ情報が記載されていれば、必ずしも様式 3 を使用しなくてもよい。一定期間後の VAS データ（様式 3-3）の提出は必須ではない。

※症例報告書には、メイク講習・指導前及び一定期間経過後（例えば 3 週間後）の WHO QOL26 のデータを添付する。ただし、一定期間経過後の WHOQOL26 データの提出は必須ではない。

※写真・WHO QOL26 等のオリジナルデータを提出し、返還を必要とする場合には、その旨申し出ること。

※提出する VAS データ及び WHO QOL26 データに関し、症例数・回収率及び平均値を様式 4 に記入し提出する。

- (2) 実技試験におけるメイクのモデルを試験日に試験場に同伴できること

※実技試験においては、同伴したモデルは、同伴した受験者以外の者によりメイクの施術を受けるので、モデルがこのことに同意していることが必須となる。様式 5 の同意書を提出すること。モデルには必ずしも外観障がいがある必要はない。

※モデルが実技試験におけるメイク前後の写真撮影に同意していること。

※モデルの個人情報及び写真は、メンタルメイクセラピスト®資格認証試験以外の目的で使用されることはない。

【2. 試験日とタイムスケジュール】

平成 30 年 9 月 30 日（日）

9 時 30 分 受付開始

（受験者の同伴したモデルの写真撮影）

10 時 10 分までに実技試験の準備を完了すること

（受験者とモデルとのペアリングの決定。モデルは同伴した受験者とペアを組むことはない。）

10 時 10 分～10 時 50 分（40 分） 実技試験（対象者のヒアリングを含む）

10 時 50 分～11 時 10 分（20 分） 休憩（メイク後のモデルの写真撮影）

11 時 10 分～12 時 10 分（60 分） 論文試験

※タイムスケジュールは受験者数によって変動する。最終的なタイムスケジュールは、応募期間終了後に確定され、受験者に通知される。

【3. 試験場所】

東京都新宿区西新宿 6-15-1

セントラルパークタワー ラ・トゥール新宿 3F

コミュニティルーム 4

（セキュリティチェックがあるので、1 階エントランスの試験係員にコンタクトすること）

【4. 受験料】

20,000 円

【5. 応募期間】

受験要綱公表日（6 月 8 日（金））から 8 月 20 日（月）まで（当日消印有効）

【6. 応募方法】

(1) 応募期間の終了日までに、メール又は郵送にて以下の情報を送付する。

① 受験者氏名

② 受験したい旨

③ 同伴するモデルの氏名・性別・年齢・外観障がいがある場合はその状況（必ずしも外観障がいがある必要はない。）

※メールアドレス：info@kaokokorokarada.org

※郵送先：〒160-0017 東京都新宿区左門町 3-1 左門イレブンビル 4F

公益社団法人 顔と心と体研究会 事務局

（「受験関係書類在中」と表示すること）

(2) 履歴書、症例報告書、VAS 及び WHO QOL26 データ、並びにモデルの同意書は、応募期間の終了日までに、郵送（簡易書留又はレターパックプラス）により提出する（当

日消印有効)。

(応募書類については、オリジナルデータとして申し出があったもの以外は返却しません。)

【7. 応募後の手続】

- (1) 応募期間終了後、事務局にて提出書類をチェックし、応募者が受験資格を満たしているかどうかをチェックする。受験資格を満たしている場合、9月7日(金)までに受験票及び受験料請求書を発送する。受験資格を満たしていない場合、その旨をメールにて9月7日(金)までに通知する。
- (2) 9月20日(木)までに、指定口座に受験料を振込むこと。受験料の振込みがなければ、受験することはできない。

【8. 試験日当日の持ち物・同伴者】

- (1) 受験票
- (2) 身分証明書(運転免許証、パスポート、個人番号カードなど、第三者機関発行で、氏名、生年月日、本人写真が確認できるもの)
- (3) 筆記用具(HBまたはBの黒鉛筆又はシャープペンシル+消しゴム)
- (4) 時計又は腕時計(スマートフォンは時計代わりには使えない。下記11. B. (11) 参照。)
- (5) メイク道具(実技試験において必要と受験者が考えるもの)。ただし、下記11. C. 「実技試験の注意事項」参照。
- (6) モデルとなる同伴者を同伴すること(モデルの方については、実技試験の予定時刻前に試験場所に到着するようにしてもらって下さい。実技試験後に論文試験が行われる場合には、モデルの方には先にお帰りいただきます。)

【9. 試験内容と選考方法】

- (1) 実技試験では、メイクの対象者の外観上の主観的・客観的マイナス部分をどれほど対象者が満足できるレベルまで引き上げたかという観点から、メイク技術を評価する。
評価項目は、① スキンケア、② 肌づくり、③ 眉、④ ポイントメイク、⑤ メイク全体、⑥ 傷跡・瘢痕・加齢等の肌トラブルに対するメイクの大項目をさらに分割した25の各項目について、4段階評価する。
メイク施術前及び施術中のコミュニケーション、カウンセリング、メンタルケアについても評価する(8項目4段階評価)。
評価者は、外観障がいのある患者に対してメイクを行った経験の長い者2名、外観障がいのある患者について治療経験のある医師1名、臨床心理士1名。
- (2) 論文試験は、設問に対して800字程度で解答するもの。
- (3) 配点割合(満点)は以下のとおりとする。
症例報告書の評価：134点(25%)
実技試験：352点(65%)

論文試験： 54点（10%）
計： 540点（100%）

- (4) 満点の80%（432点）に達した者を1級の有資格者と認め、70%（378点）に達した者を2級の有資格者と認め、70%に満たない者を不合格とする。ただし、難易度により合格点を調整する場合がある。

【10. 選考結果】

- (1) 受験者にメールにて試験結果（可否及び点数）を10月12日（金）までに通知する。試験結果についての問合せは受け付けない。
- (2) 合格者は所定の誓約書（様式6）を提出すること。誓約書を提出しない場合には、認定証を交付しないので、注意すること。
- (3) 合格者に認定証（有料。ただし携行用は無料）を送付する。認定証に貼付する写真データを、メール添付で送付すること。
- (4) 試験結果の統計（受験者数・合格者数・合格率・平均点数）をホームページ上で公表する。

【11. 試験に関する注意事項】

A. 一般的注意事項

- (1) 受験料払込後の取消し・返金はできません。
- (2) 受験者は、試験開始時刻の10分前までに試験会場に入場し、受験票記載の受験番号により指定された席に着き、受験票を所定の場所に表示してください。
- (3) 試験開始時刻に遅れた場合には、受験できません。
- (4) 駐車場、駐輪場の用意はありません。
- (5) 試験会場に喫煙施設はありません。
- (6) 試験会場に託児施設はありません。
- (7) 試験開始後に退出した場合、再入場はできません。
- (8) 試験会場では、試験官の指示に従ってください。

B. 論文試験の注意事項

- (9) 問題用紙・回答用紙はすべて回収します。試験会場から持ち出すことはできません。
- (10) 受験に当って不正行為があった場合には、直ちに退場させられます。不正行為により退場処分を2回以上受けた方は、以後5年間の受験が認められません。不正行為とは以下の行為をいいます。
 - 他人による身代り受験を行うこと
 - 参考書・ノート等、使用が認められないものを参照すること、又はこれらを他人との間で貸借すること
 - 不正使用の目的をもって作成した文書を試験場に持込むこと
 - 机等への書き込み・携帯電話やスマートフォンの利用等により、不正に回答を得

ること

- 他人の答案を覗き見、筆写すること、又は答案を故意に他人に見せること
 - 他人と答案用紙を交換すること
 - 私語・動作・携帯電話やスマートフォンの利用等により、不正に他人との連絡を試みること
 - 試験監督者の注意・指示に従わないこと
 - その他、試験の公正を害するとみなされる行為を行うこと
- (11) 携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等の無線通信機能のある電子機器類については、設定したアラーム機能を必ず解除するとともに、電源を切り、配布された封筒に入れ、試験監督者の指示に従って処置してください。時計代わりの使用はできませんので腕時計を持参してください。スマートフォン等は機種により電源の切り方が異なりますので、事前に各自ご確認ください。指示に従わずに所持していることが判明した場合、不正行為とみなします。

C. 実技試験の注意事項

- (12) 電源コンセントを必要とする機器を使用することはできません。
- (13) 試験場内において水道栓から供給される水を使うことはできません（事前に容器に入れた水を用意することはできます）。
- (14) 80×100センチ以上のスペースを必要とする量のメイク道具を持ち込むことはできません。

【12. 資格に関する注意事項】

- (1) この資格の有効期間は 4 年間です。資格更新のための手続については、別途お知らせします。
- (2) 本資格は、他人にメイクをすることを想定・許可する資格ではありません。メンタルメイクセラピーの提供が美容師法に定める「化粧等」に該当する場合には、美容師資格が必要です。資格なしにこのような「化粧等」の提供を行うことは認められません。
- (3) メンタルメイクセラピスト[®]の資格名称は、公益社団法人顔と心と体研究会がその資格認証制度を通じて有資格者の知識や能力を保証するものであり、その目的に照らして適切に使用されなければなりません。特に、メンタルメイクセラピスト[®]の資格名称を使用して活動を行いながら、その活動と関係のない、特定企業の特定の化粧品、機器、サプリメント等の販売促進などの営業活動を行うことは認められません。
- メンタルメイクセラピーの対象者や医師などの関係者やその他の第三者が、営利を目的とする化粧品会社や美容団体などの活動とメンタルメイクセラピスト[®]としての活動を混同することを防ぐため、メンタルメイクセラピスト[®]の資格名称と化粧品会社や美容団体などの資格名称を併用することはできません。また、メンタルメイクセラピスト[®]の資格名称において行う活動と化粧品会社や美容団体などの資格名称において行う行為を明確に区分して実施するよう注意してください。

上記に違反する行為が行われた場合には、メンタルメイクセラピスト®の資格が取り消されることがあります。

- (4) 当法人は、メンタルメイクセラピスト®資格認証事業を含めて、公益に資する事業を行う団体として内閣総理大臣から公益認定を受けています。メンタルメイクセラピスト®の資格試験及び資格そのものについて国が認定し又は保証を与えているものではありません。メンタルメイクセラピーの提供やメンタルメイクセラピスト®の資格名称の使用において、このような誤解を生じさせることのないようにしてください。
- (5) 資格取得後にメンタルメイクセラピーを提供する場合には、資格認証された等級のレベルに応じて、適切な対象者に対してのみ実施してください。
- (6) 外観上の問題を抱える対象者にメンタルメイクセラピーを提供するときは、原則として、対象者が医師の診察を受け医師の承諾又は推奨を得てメイクによる解決を試みるというプロセスにおいて、医師の指示のもとに提供してください。
- (7) メンタルメイクセラピーの提供はメンタルメイクセラピスト®の責任において行うものであり、それによって生じた事故や傷・障害について、当法人は責任を負いません。
- (8) メンタルメイクセラピーの提供にあたり、対象者の皮膚の状態、薬の服用状況などについて質問し、対象者がかぶれ易いなどの症状を訴えるときは、腕などでパッチテストを行ってから実施するようにしてください。
- (9) 海外で購入した化粧品など、成分の明らかでない化粧品を対象者が使用しようとするときは、できるだけ使用を止めるよう勧めてください。
- (10) 特定の化粧品の使用により、湿疹などの問題が生じた場合には、その化粧品のメーカーに通知するよう、メンタルメイクセラピーの対象者に伝えてください。
- (11) 資格認証された能力に基づいてメンタルメイクセラピーの提供を行い、外観に問題のある患者等、メンタルメイクセラピーの対象者の QOL 向上に貢献できるよう、最善の努力を行ってください。しかしながら、この資格によるメンタルメイクセラピーの提供によって、対象者の問題をすべて解決できる訳ではありません。メンタルメイクセラピーの提供について、以下のような免責事項を明らかにすることを推奨します。
「私が行ったメイクの講習・指導によって生じた事故や傷・障害について、私の故意又は重大な過失があった場合は対応しますが、原則として私は責任を負いません。」
- (12) メンタルメイクセラピーの提供を受けた方とのトラブルが起きた場合に適切に対処できるよう、施設所有（管理）者賠償責任保険、事業活動包括保険など、サービスの提供に伴う事故をカバーする保険に加入することを推奨します。
- (13) 資格取得者が明らかに標準的ではないメイクの講習・指導を行うか、又は資格取得者の講習・指導に過失等があり、それによってメイク講習の対象者に問題が起きたことが証明された場合には、当法人としては、資格の取消し、又は一定期間上級の試験の受験資格を喪失するなどの処置をとります。
- (14) この資格は制度発足前認定試験により認められるものです。資格取得後 2 年以内に、准 1 級受験のための講義を受講し、また筆記試験を受験するものとします。

以 上